

石川県公報

令和2年3月31日(火曜日)

号 外

(第27号)

目 次

規 則			
○石川県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則 (産業立地課)	1	○石川県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則 (農業基盤課)	1
○石川県立山中漆器産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則 (経営支援課)	1		

規 則

石川県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第二十一号

石川県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

石川県港湾施設管理条例施行規則(昭和三十年石川県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項ただし書中「申請」の下に「及び金沢港クルーズターミナルのうち、附属設備の使用の許可の申請」を加え、「口頭によりする」を「申請書を用いずに行う」に改める。

第十二条を第十三条とし、第十一条を第十二条とし、第十条の次に次の一条を加える。

(附属設備の使用料)

第十一条 条例別表第四の六の項に規定する知事が定める額は、次の表のとおりとする。

附属設備の種類	単位	使用料
金沢港操船シミュレーター	一人一回につき	100円

附 則

この規則は、石川県港湾施設管理条例の一部を改正する条例(令和元年石川県条例第五号)の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。

石川県立山中漆器産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第二十二号

石川県立山中漆器産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

石川県立山中漆器産業技術センター条例施行規則(平成九年石川県規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表中九の項を削り、十の項を九の項とし、十一の項を十の項とし、十二の項を削り、十三の項を十一の項とする。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

石川県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第二十三号

石川県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

石川県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則(昭和四十五年石川県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表第十五号の二の次に次の二号を加える。

十五の三	水利施設等保全高度化事業(中山間地域で行うものを除く。)	十分の二・二五
十五の四	水利施設等保全高度化事業(中山間地域で行うものに限る。)	十分の一・七五

第二条の表第二十七号の二の次に次の二号を加える。

二十七の三	農業水路等長寿命化・防災減災事業(中山間地域で行うものを除く。)	十分の二・二五
二十七の四	農業水路等長寿命化・防災減災事業(中山間地域で行うものに限る。)	十分の一・七五

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の第二条の表の規定は、令和元年度以降の年度の予算に係る県営土地改良事業の分担金について適用し、平成三十年以前年度の予算に係る県営土地改良事業(令和元年度以降に繰り越されたものを含む。)の分担金については、なお従前の例による。